

## 令和7年第2回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	令和7年2月18日 (火)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター3階 エコ学習室		
開 閉 会 日 時	開 会	令和7年2月18日 (火) 午前9時30分	
	閉 会	令和7年2月18日 (火) 午前11時14分	
出 席 ・ 欠 席 委 員	出席委員	大野正人・池野博文・清胤祐子・河本千絵・小田純子	
	欠席委員		
職務により会議に出席した者	教育次長	園田哲也	
	課長	瀬川善博	
	主幹	清水裕之	
	主幹	亀岡圭太	
	主幹	佐々木裕美	
会議に付した事件及び採決結果	議案第4号	安芸太田町立小・中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について	可決
	議案第5号	安芸太田町教育委員会事務局組織規則の一部改正について	可決
報告協議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画について</li> <li>2 安芸太田町教育振興基本計画の概要について</li> <li>3 安芸太田町子ども・子育て支援事業計画の概要について</li> <li>4 服務規律の厳正確保について</li> <li>5 令和7年安芸太田町議会第1回定例会に提案する議案に対する意見聴取について</li> </ol>		

## 【 議 事 録 】

日程第1 開会

(午前9時30分開会)

教育長)

皆さま、おはようございます。本日は全員出席でございます。本日の会議の議題はお手元のとおりでございます。議案・報告・協議のうち公開になじまないものがございましたら、最後にまわして審議したいと思いますがいかがでしょうか。

清胤委員)

議案第5号の安芸太田町教育委員会事務局組織規則の一部改正については、人事に関する案件となっております。また、報告・協議5の令和7年安芸太田町議会第1回定例会に提案する議案に対する意見聴取については、成案となる前の内部検討についての報告を受けるものですので、この2件は審議を非公開が適当ではないかと思えます。

教育長)

他にご意見ありませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

清胤委員の意見について採決いたします。議案第5号安芸太田町教育委員会事務局組織規則の一部改正について及び報告協議5の令和7年安芸太田町議会第1回定例会に提案する議案に対する意見聴取についての2件は公開しないという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。従いまして、議案第5号及び報告・協議5の2件を公開しないで審議することといたします。

日程第2 教育長報告

(以下の項目について報告)

1 2月の学校園所、教育長の状況

- ① 令和7年第16回立志式(1日)
- ② 加計高校体験活動報告会(7日)大雪警報延期
- ③ 教育長と話す会<加計小web>(10日)
- ④ 建国記念の日(11日)
- ⑤ 広島大学インターンシップ(13日~14日)
- ⑥ 政策会議(17日)
- ⑦ 校長面談(17日~19日)
- ⑧ 教育委員会議(18日)
- ⑨ 社会教育委員会議(18日)

- ⑩ 教育長と話す会<筒賀小 web> (18 日)
- ⑪ 校長研修会 (20 日)
- ⑫ 町定例議会 (21 日～3 月 6 日)
- ⑬ 学校運営協議会 (21 日～28 日)
- ⑭ 園・所長研修会 (21 日)
- ⑮ 天皇誕生日 (23 日)
- ⑯ 振替休日 (24 日)
- ⑰ 町主催初任者研修 (25 日)
- ⑱ 図書館会議 (28 日)

教育長)

何かご質問等ございませんでしょうか。

河本委員)

小学生の w e b での内容がお伺いできるなら聞いてみたいのですが。

亀岡主幹)

先日、加計小学校児童会の 6 名が参加し、教育長から進行していただきながら、自己紹介し、町、学校で今後期待することを児童に聞いて、小学校でバレーをやっているから中学校になってバレーを続けたいのでバレー部ができませんかや登下校で暑かったり寒かったりするの、途中で屋根付きの休憩所が出来たら嬉しいという子がいました。感想で他の子の意見を聞いて、教育長からもみんなの意見を聞くことで、今後生かしていくからと言っていたので、今後そうなればいいなという感想が出ていたかと思います。

教育長)

部活動の事で、小学校 6 年生と話をしていたので、関心事かと思いました。部活動を続けたいのも女子部は有りましたが、男子部が無い事も有まして、何故、意見が出たかという、小学校で社会体育が出来ているのですが、地域で子ども達のスポーツを見ていく形が出来ており、そこでチームが継続したいのもよくわかっているのです。私の考えでは、これから地域との連携という話が出ているのですが、そこにも関わってくる事が子ども達の中にあるのだなと感じました。

河本委員)

せっかく技術が向上して試合に出られないのも可哀想だから、それも人数が要るのでその辺をどのように感じているのでしょうか。

教育長)

他の学校もですが、いろんな形でチャンスがあって子ども達の話を知ったら良いかなと思います。

### 日程第3 議案

教育長)

議案第4号安芸太田町立小・中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(安芸太田町立小・中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部について説明) 各学年の学期及び休業日の改正について。

教育長)

何かご質問等ございませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それでは、お諮りいたします。議案第4号安芸太田町立小・中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正については、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって、議案第4号安芸太田町立小・中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

### 日程第4 報告・協議

教育長)

報告・協議1 公立学校情報機器整備事業に係る各種計画についてを議案といたします。事務局より説明をお願いします。

亀岡主幹)

(公立学校情報機器整備事業に係る各種計画について説明) 令和7年度における児童生徒用一人一台端末の再整備及び利活用について。

教育長)

何かご質問等ございませんでしょうか。

小田委員)

タブレットを一人1台持つての7年間で、壊れての交換等の事案はありましたでしょうか。

亀岡主幹)

壊れるたびに修理に出して、修理した台数までは分かりませんが、修理はしています。

本人も思わぬところで落としたり、何か挟んだまま閉じてしまうことがあり、学校から報告を受け、対応しているところです。

河本委員)

そのサイクルは決まっているのですか。

亀岡主幹)

来年度、児童生徒の端末は新しい物に切り替えます。その後、適宜また更新の時期に更新していきます。

池野委員)

来年度整備される事なのですが、児童生徒の人数は減少していきます。毎年15台ずつくらい利用しない機器が出てきますが、利用方法はありますか。

亀岡主幹)

児童生徒数は減少傾向となっており、利用しない端末が発生しますので、何か効果的に活用したり、教育総務係と連携しながらどう活用していくか確認したいと思います。

園田次長)

更新の件、今発注をかける準備をし、県で一括発注を行います。これは、国の補助金を活用しますので、町が単独でやるのではなく、共同発注することが条件で県が窓口となり、課長が契約担当となり、業者を選定するための委員も課長がなり、進めているところです。基本的には2月に債務負担行為を起し、業者決定して、実質4月以降に契約していく形をとります。今の時点では、担当が数の把握をして、現状で足りないよう交換出来るようにやっていますが、随時、児童生徒が減っていく事があれば、利用しない可能性はありますが、不具合があるタブレットも出てくることも想定して、丁寧に利用していきながら更新するなど考えております。

教育長)

他にありませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

報告・協議2 安芸太田町教育振興基本計画の概要についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

園田次長)

(安芸太田町教育振興基本計画の概要についてを説明)

安芸太田町教育振興基本計画検討委員会を設置し、児童生徒、保護者アンケートによる意見等を聴取し、新教育大綱を基本とした「安芸太田町教育振興基本計画」の作成について。

教育長)

何かご質問等ございませんでしょうか。

池野委員)

町民から寄せられたのは量が多すぎるとありました。そういう意味では基本方針について概要版を作成される予定はありますでしょうか。

教育長)

概要版は作成します。量が多すぎるとのご意見がありました。全く逆に施策が全然見えないとの意見もたくさんいただいていますので、きちんと見ていただければ自分の関心を持たれている所、関係のある所のこういう風に施策が進んでいますよときちんと示したものが自動的に見えてきます。森のようちえんについても、賛否両論ありますが、町としてこういう形で進んでいますという事がこれを見れば分ってくる事であったり、DX がどういような形で進んでいるのであるとか、学力向上を進めていくのかです。詳しく見て取れるという事でございますので、一つ大きな羅針盤として見ていただけたらと思います。ダイジェスト版、直ぐに準備していきたいと考えております。

清胤委員)

これ以上に学校側は児童生徒に対して、毎日手厚く一生懸命教育を行っていると思います。ただ、これを一読すると、手術前に同意書みたいなものを病院側から見せられて、これにサイン書いて、みたいな。母を介護した時に経験したのですが、ほとんど内容が分からないで、一生懸命説明してもらっても分からない。大変な状態で頭が真っ白になっていたからかもしれませんが、最近の文章の中にはカタカナが多すぎる。だから余計パニックに拍車をかけて分からない。分からないならいいっていう感じになってしまうので、多ければ、文章がたくさん書きこんであれば良いいっていうものではなく、そこに分かっていたきたいっていうような良心のようなものが入った言葉遣い、凄く難しい言い方をしているなど思うのですが、カタカナをたくさん使わなければならないのなら注釈したり、これは日本語に訳したら何みたいなものが一覧表になっていたら、お年寄りでも読もうと思った時に辞書を引くみたいに、分かりやすいと思っていただいたり、読んでいただく方が分かっていただけのような配慮が必要で、ダイジェスト版もそうですし、カタカナを日本語に訳したものを付けるのもそうですし、一番大事なものは、学校教育や教育委員会に対する信頼が重要で、任せてくださいっていうような関係性を毎日構築していかなくてはならない。そのためにこういうものがあるべきであってと読みながら感じていました。

園田次長)

ダイジェスト版とか分かりやすい文章を考えていきます。英語がなかなか分かりにくいとお話があり、前回の策定委員会の時にも委員さんの中から意見をいただいています。今回巻末に簡単な注釈を入れさせていただいています。常にバージョンアップを行いまして分かりやすいものに心掛けていきたいと思えます。注釈をもっと増やすとか、分かりやすいところに書き込む事も含めまして掲載については、いろいろ考えながらやっていきたいと思えます。この度、策定する計画ですので住民の皆さんに分かりやすいような内容を考えながら工夫してやってまいりたいと思えます。

池野委員)

指標ですが、現状こうだからこのように行くそれが明らかになっていないです。どういう事を目指すのか、現状値と目標値を出されることが必要と思われまます。

教育長)

当然現状があって、目標値が出てきますのでそういうような形で表現していきますが、現状値が無く、新しくこれから目標値を定める形で出てくる指標もいくつかはあります。

池野委員)

指標を出すことで逆に目標値に縛られていくっていうのもあると思います。11番の地域の基盤を支える社会教育の推進で知識経験等を地域や社会での活動に生かしている人数とありますが、誰が判定するのでしょうか。文科省の指針、これをこのままやるとオーバーワークになるのではないですか。障がい者の保育サービス、団体を作っていくのですが、保育施設、放課後児童クラブ以外のボランティア等における保育サービスを提供する団体が出来るといえるのだろうかという気がします。障がい者を対象とした生涯学習講座参加人数これも障がい者を対象とした学習講座を設定し、人数をたてて全部やれば非常に厳しいと思います。ある程度カスタマイズにして、精選したものをやられた方がよろしいかと危惧しています。

河本委員)

同じような感想を持ちました。これ全部するのだと驚いたことと指標って何って思いました。こういう目標のために客観的に見るために数値にして捉えるのは大事なことと思っただけですが、分母がいくつあってどれだけのものがあつたらそこに到達する基準を決めることも大変だし、リカレント教育とかいろいろ横文字がいっぱい出て、その都度知らないともう一回学び直すのだからって思いながら、正直読み切れなかったです。そしたら一番詳しい注釈が最後にあつたので、ここにあつたのだと思っただけですが、理解が難しかったです。このまま配って大丈夫なのかなと思います。現場の先生達とかどうやってこれを話そうと思われているのかなと感じて、別の子育ての所で生活が苦しいとかアンケートとか調査の結果のところがあつたのですが、この人達何に苦しんでいるのかが気になりました。何が苦しいのかが一番大事で、苦しい人が何パーセントって事よりも、5年間進めていくのであれば、一番必要なことを一年目に持ってくるのか、5年間全部というよりは優先順位をつけながら、5年間の中に分けていきながらしないとパンクするのではないかと不安に思いました。

園田次長)

今回策定にあたって、教育長も提案し、教育委員会の事務局内部でも職員に見ていただいて内部の検討をさせていただいています。職員も同じような懸念を持っている者もいます。策定にあたり、PDCA サイクルという形で、基本的には計画を実行するにあたっては客観性を担保しないとイケないという形で指標を作っています。その到達度をみて施策がどこまでできているか判断の基準にするという形になっています。指標だけが先歩きしたみたいな形になっていますが、内部でも検討して基本指標を出してここにあるように全国学調のアンケートの結果、これは事務局で、それとかアイチェックで基本的に学校にあまり負担がかからず、現在やっているものを指標の中で使用できないかと工夫はさせていただいております。事務局内部の意見もいただいて手直しをしたところもあります。ただ、これを全部一つひとつ追って公表するとなるといろいろな負担がかかってくると思いますので、学校現場や保育所の現場に負担がかからないように、事務局の人数も限られていますので、その指標を出すにあたっては、特段頻繁に出すものを考えてやらないと基本計画自体を策定するのも実際の基本計画の中身ではなくて、指標を出すだけで四苦八苦しないように形の中を事務局で実際に実行する事態においていろいろ考えていかなければと思います。

指標と書かしていただいています。今年度はこれを特段、引っ張り出して考えてみようとか言うような事も含めながら、内部で検討していきたいと思っています。分かりやすいような計画概要版も含めて、1年間の目標を決めて今年度はこれを現場と一緒に頑張っていこうとか、事務局内部ではこうする、小学校ではこうするとかいうようなことを考えながら進めてまいりたいと思います。

清胤委員)

ダイジェスト版を作られるならその時には趣が変わるか温かみのある政策の最後に来ている矢印でこれはこうよみたいな感じで、読む人の心に沿うようなダイジェスト版を作るとずいぶん違うのではないかと思います。

教育長)

丁寧にご意見頂戴いたしましたので、取り入れていきたいと思っています。何よりも町民の方に理解していただくという事が大事な趣旨でございますので、大切にしていきたいと思っています。なぜこれが始まったかという、もみじプランが示されているのが紙一枚で、これも大事なのですが、それを町民に分かりやすいように伝えるところからスタートしていきますので、まずベースに大きなものがあってのダイジェスト版を温かいものにやっていきたいと思っています。もう一つ理解していただきたいのは、非常にたくさん書いてあるのですが、実は書かれていることの九割くらい実際されていることなのです。実はされているという事も合わせてご理解いただければと思います。新しく入ってくることはほとんどありません。ただ、取捨選択して、新しいことをやろうとすると古いことを捨てないといけませんので、その辺を管理していこうと思います。ご理解ご支援願えればありがたいと思います。

教育長)

他にありませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

報告・協議3 安芸太田町子ども・子育て支援事業計画の概要についてを議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

園田次長)

(安芸太田町子ども・子育て支援事業計画の概要についてを説明)

令和7年度から5ヵ年計画となる第三期子ども子育て支援事業計画の作成について、保護者からのニーズ調査や子ども子育て会議、パブリックコメント等での意見を踏まえた計画案について。

教育長)

何かご質問等ございませんでしょうか。

河本委員)

現在の暮らしが苦しい人の割合が凄く気になって、合わせて就学前で45パーセント、小学生児童で37パーセント。保護者さんが答えられたと思うのですが、これどうしてなのか

など、医療費もみているし、手厚いなと感じているのですが、安芸太田町で子育てするのに、だけども暮らしは働くところが無いからとか、保育園に預けて遠くに働きに行かないといけない、時間的にも制約されるし、何を思って詳しい内容についての調査の実施はどのようなのかなと思います。

園田次長)

今の生活が苦しいところについては、実際探ってはいないところがございます。いろんな状況、安芸太田町以外の所とも比較等検討していかないと思っておりますが、安芸太田町だけがその値が高いという事ではないと思っております。基本的には、今の社会情勢が大きく反映しているのかなと全体の質問項目を見るにあたって感じています。子育てに不安があるという場合、集計を行っていますが、子育てに不安のある家庭の多くは安芸太田町からの子育て情報が届いていないとか、分からないとか、近くに相談する方がいないという方に関しては子育てに関する不安が高いというような相関関係が出ております。基本的には安芸太田町はこういうものを行っているのだよと逆に他市町に先駆けてやっていることをもって住民の方とか保護者の方に知らせてあげるといふところは大事なかなと思っております。他市町と比較して医療費についても保育料、学校に通うにしてもスクールバス、修学旅行では助成をしているとか教育課だけの施策でもありますので、不安感を解消することで生活が苦しいとかいふところの自分の気持ちの解消に繋がっていくと思っております。

河本委員)

確かに何歳くらいになったらこれ位いるけれど町がこれだけ負担してくれるのが見えたら気分が違う気がします。議案の中も八割くらいがやっているとおっしゃったので、目標があつて実際もうすでに取り組んでそこまで詳しくなくていいけど、やっていること等もう少し頑張るみたいに見て分かったらいいかもしれないです。

池野委員)

病児病後児保育について記述があるのですが、困るのは病気が予定されていない事です。ある日急に熱が出た事でどこか預けるところが無いかという事になるのですが、それは一室に看護師がいて、医療介護が受けられればそれが一番良いですが、安芸太田町にはそんな数が多くなくて、安定的にそれが確保できない。看護師も配置できない事で過去断念したことがあります。可部以降まで行かないとなかなかそういう施設はありません。朝、急に熱が出てそこまで連れてって預けるのが、かなり難しいと思っております。子どもの通園制度がありますが、これは一時保育とどう違うのでしょうか。

園田次長)

病児病後児保育というのは、以前から病気の子を預けるところが無いというところをかなり言われております。安芸太田町でも、出来るようなことが有るのだろうかといろいろ検討しているところです。これをするには看護師1名、保育士1名が居ないと病児病後児保育は出来ません。医師の診断を持って感染、移るといふ事のないコロナ、インフルエンザになると感染になるので隔離する部屋があるので、そういう方はお受けすることは出来ません。コロナの時期は、一時病児保育をやっていない、閉めているところが多かったと聞いています。町外では、広島広域都市圏で広島市の施設、北広島町に1施設、その施設利用が可能になってきます。ここから近いのが可部か西風新都のころにも、小児科に併設されており、広島県9割が小児科併設ですので、小児科の無い安芸太田町はそれだけでも厳しい事になっております。今日、急に連れていく中で、保護者の仕事も持っておられたら行き帰りだけで1時間、2時間かかってしまうのですが、今できる対応は、そこを利用して欲しいという事です。

病気のお子さんをボランティアに預かってもらうのもボランティアの方がいたとしても難しい状況なのかなと考えております。これについては、安芸太田町単独では難しいかなと思います。子ども誰でも通園制度というのは、国の制度で令和8年度から全国全部入れなさいという形で今、試行的に各市町でやっておりますが、一時保育とほぼ変わりがありません。国の子ども誰でも通園制度よりは、本町の一時保育の方がかなりサービスは高いです。基本的には、子ども誰でも通園制度というのは月に10時間程度、子育て不安を解消するために小さいお子さんも3歳未満のお子さんも3歳以上の1号認定と同じような子も受け入れの体制も作らないといけないという制度の中でやっておりますので、使っても今の国の試行でやっているのは月に10時間程度、本格的にやって倍になっても月に20時間になります。本町の場合は月に14日一時預かりが出来るような形になっておりますので、1日10時間みても140時間は受け入れ体制が出来ているという形になっております。各市町においても一時保育はあるのですが、本町は公立ですので、一時保育、家庭状況も把握しています。他の市町の私立は、一時保育は私的契約になりますので、家庭状況について市町が分からないので、子育て支援に繋がらない考えなので、子ども誰でも通園制度は、全て市町の保育部局を通してそこに通園するもので、保育と同じ考え方となっております。受けて許可を出して保育園こども園に行きましょうという形なのですが、本町はその制度を取っているのでも子ども誰でも通園制度を入れようと思えばいつでも入れられるのですが、国の縛りがあるから国の指示があるまではやらない、それ以上のサービスをやっていると思います。各市町でやっている一時預かりや保育所、こども園、私立を含めたところが私的契約のもとに受けています。それを受けてから国、県の補助金をもらう形でやっておりますので、本町は公立なので全て教育委員会を通して一時預かりをやっており、サービスの的には本町の方が上だと思っております。

清胤委員)

次長さんが答弁してくださったことを紙面にされたらいいと思います。すごくわかりやすく、そうかそうかと思うのですが、これを読んでいても全然伝わってこない。次長さんがおっしゃったことをダイジェスト版みたいな感じで作成され、そうすると次長さんの人柄を町民はよくご存じで小さい町ならではのダイジェスト版、分かりやすい、そういったものを作っていただきたいなと思いました。現在の暮らしの状況が苦しいっていうのがありましたが、苦しいと苦しくないのと現在の指針は経済だと思います。ただ、仏教的観点からいうと経済なんて枝葉の部分で根源的なものは心なのです。お釈迦さまはこんなことはい必要は無いのですが、人生は苦なりって初めからおっしゃっているのでもこの調査でまだ半分以上でゆとりがあるから、これは非常に良い状態なのではないかと私はそういう目で見ました。経済的な面ではなくて心の面からいじめと同じで、いじめ調査で無いという調査結果が出るよりも有ると調査結果が出た方が正直って言われています。それと同じような感じはこれを見て思いました。ただ、苦しいのは何が苦しいのかっていうのを調査して、調査するだけで止まったら何にもならないので、そこをフォローしてあげるようなやり方をしなければならぬと思いました。

小田委員)

生活が苦しい事で、町からもいろいろ給食費無償とか入学時に必要な経費とか支援とかされていると思うのですが、それで足りているかどうかというのが気になりました。

瀬川課長)

就学支援と言われるものでございます。国の基準額に沿って支援をさせていただいています。今年の4月からその他全体的金額の教育に係る雑費の部分が物価高で54,000円が

57,000 円という形で国も動向に準じて基準額を上げているという形となっていますので、町もそれに沿って支援の予算を確保させていただいています。

教育長)

他にありませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

報告・協議4 服務規律の厳正確保についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

清水主幹)

(服務規律の厳正確保についてを説明)

2月2日付け広島県教育委員会から2件の懲戒処分の発表について。

教育長)

何かご質問等ございませんでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それでは本件の審議を終わります。続きまして、先程公開しないと決定した議案等について審議を行いますので、議場の戸を閉めさせていただきます。

教育長)

(非公開により審議)

議案第5号安芸太田町教育委員会事務局組織規則の一部改正について

報告・協議5 令和7年安芸太田町議会第1回定例会に提案する議案に対する意見聴取について

教育長)

本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。

次回の教育委員会議の日程調整をお願いします。

(次回の教育委員会議の日程調整)

3月は未定です。決まりましたらお知らせします。

以上で令和7年第2回教育委員会議を終わります。ありがとうございました。

(午前11時14分 閉会)